

第 44 号議案

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者の情報の管理に関する事務の追加等をしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年豊後大野市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び」を「、」に改め、「行う特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び同条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

9 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「。)又は」を「。)、」に、「情報であって」を「情報又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表2の項中「)であって」を「)又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表3の項中「(昭和42年法律第81号)」を削り、「又は」を「、」に、「情報であって」を「情報又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表4の項中「又は」を「、」に、「情報であって」を「情報又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表5の項及び6の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表7の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表8の項中「又は」を「、」に、「情報であって」を「情報又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表9の項中「又は療育手帳」を「、療育手帳」に、「であって」を「又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表10の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

別表第3に次のように加える。

4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

	めるもの		
--	------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。